

那須塩原市木の俣園地条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 案			現 行		
(使用料の納付期間) 第7条 条例第9条第1項の規則で定める期間は、毎年 <u>4月1日から9月30日</u> までとする。 2 (略)			(使用料の納付期間) 第7条 条例第9条第1項の規則で定める期間は、毎年 <u>7月1日から8月31日</u> までとする。 2 (略)		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
施設	供用期間	供用時間	施設	供用期間	供用時間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
駐車場	毎年1月1日から <u>3月31日</u> まで及び <u>10月1日</u> から12月31日まで	終日	駐車場	毎年1月1日から <u>6月30日</u> まで及び <u>9月1日</u> から12月31日まで	終日
	毎年 <u>4月1日</u> から <u>9月30日</u> まで	午前7時から午後6時まで		毎年 <u>7月1日</u> から <u>8月31日</u> まで	午前7時から午後6時まで